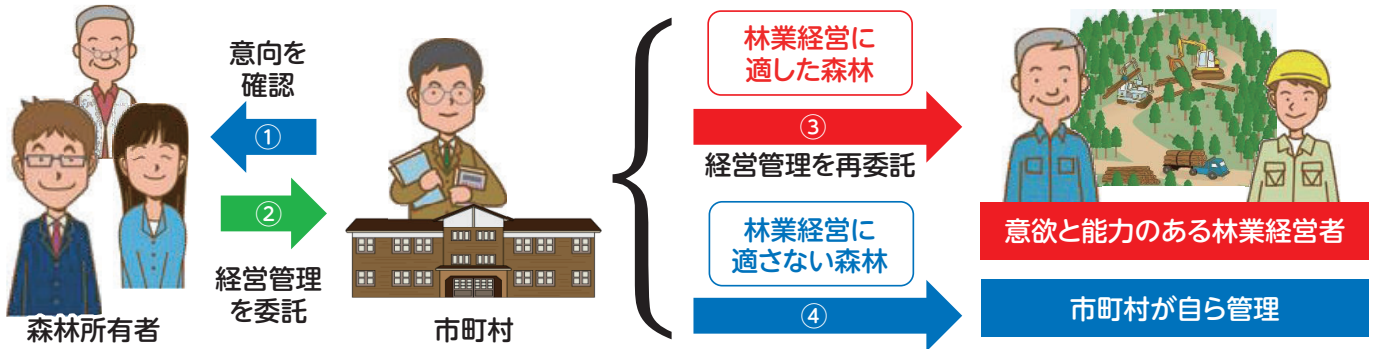


森林経営管理制度に基づく意向調査を実施します

森林経営管理制度に基づく意向調査の実施にあたり、森林の経営管理の状況や所有者の意向を把握するため、今年度から対象となる森林所有者の皆さんへ森林の経営管理に関する意向調査を行います。

意向調査は複数年にわたり、順次郵送にて行いますので、ご協力をお願いします。

■森林経営管理制度の概要



令和元年度の意向調査対象予定地区

- 金沢字北沢 ●金沢字黒滝

林業経営に適した森林

③ 経営管理を再委託

林業経営に適さない森林

④

意欲と能力のある林業経営者

市町村が自ら管理

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

建設課

木造住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 耐震診断支援・耐震改修補助事業のお知らせ

※国の補助金を活用しているため、診断士の派遣時期および耐震改修の実施時期については事前にお問い合わせください。

募集期間 ● 10月31日(木)まで

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造住宅	
耐震診断支援事業	制度概要	対象住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。 自己負担額:1万円 ※診断料13万円のうち、町が12万円を負担します。
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料等の滞納がない方
耐震改修補助事業	対象工事	上記耐震診断により上部構造評価点が1.0未満と判断されたものを1.0以上にするため、耐震設計を行い補強する改修工事で、令和2年2月28日(金)までに実績報告書を提出できるもの。 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。
	補助金額	耐震改修に要する費用の3分の1の額(千円未満切捨て) ■補助金限度額 ・町内事業者施工の場合:70万円 ・町外事業者施工の場合:60万円
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料等の滞納がない方 ③ 過去に当補助金を活用した工事を実施していない方
	その他	秋田県住宅リフォーム推進事業と併せてご利用になれます。

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

美郷町内 お昼も夜も 1食 からお届けいたします🔍まごころ弁当美郷店 検索

まごころ 弁当 楽らく 1弁当 宅配弁当・配食サービス フランチャイズ加盟店

まごころ弁当 美郷店

配達前日までご注文ください TEL.0187-82-1113

大会、イベントなどのお弁当、カレー弁当、プチオードブル、オードブルも承っております

すくすく弁当 380円

ヘルシー弁当 450円
白米と十五穀米を選べます

ボリウム弁当 500円
白米と十五穀米を選べます

小町
おかずごはん…380円
大 おかずごはん…450円

カロリー調整食
おかずのみ…700円
おかずごはん…750円

やわらか食
おかずのみ…800円
おかずごはん…850円

普通食
おかずのみ…500円
おかずごはん…550円

たんぱく調整食
おかずのみ…800円
おかずごはん…850円

ムース食
おかずのみ…600円
おかずごはん…650円

※写真の料理は全て一例です。表示価格は消費税・配達料を含んだ料金です。

町営住宅の入居者を募集します

入居資格●

- ・住宅に困窮していること
- ・現に同居し、または同居しようとする親族が居ること
- ・入居者全員の収入合計が収入基準額以下であること
- ・国税、地方税および公共料金を滞納していないこと

申込方法●町建設課に備え付けの「住宅入居申込書」に記入押印し、必要書類を添付して町建設課へ提出してください。

※申込書は一旦お預かりして不足書類がないか確認したうえで受理します。不足書類がある場合はご連絡しますので募集期限までに提出してください。

※入居決定前の見学は行っていません。

募集期限●10月15日(火)

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選を行います。

■入居時の主な注意事項

- ・入居時期は11月上旬を予定しています。
- ・収入基準額以上の収入がある町内在住の連帯保証人(1名)が必要です。
- ・敷金の納入(家賃の3カ月分)が必要です。
- ・犬、猫等のペットは飼うことができません。
- ・車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。
- ・その他、条例等によります。

住宅名	所在地	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
小安門B棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC 3階/3階	15,800～36,300	1台まで
小安門C棟	六郷字小安門	2戸	3DK	RC 3階/2階	15,800～36,300	1台まで
小安門D棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC 3階/3階	16,000～36,800	1台まで
塚II	畑屋字街道東	1戸	3LDK	木造 2階/戸建	26,600～61,300	2台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

水道料金等の改定のお知らせ

消費税率の改定に伴い、水道・下水道・農業集落排水の各料金が改定となります。

11月請求分より、基本料金・超過料金・メーター使用料のそれぞれに、消費税額として10%の金額が加算されます。

(例)メーター口径が20mmで1カ月に20m³使用した場合

	10月まで (消費税8%)	11月以降 (消費税10%)
水道	3,697円	3,773円
下水道	3,147円	3,207円
農業集落排水	2,812円	2,871円

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険住宅改修受領委任払事業者の
新規・更新登録研修会の開催について

住宅改修費の支給に係る受領委任払事業者は登録申請が必要となり、次の日程で開催される研修会を受講された事業者のみ登録申請が可能になります。また、平成29年度に登録された事業者も今回の更新登録研修会を受講していただくことで受領委任払事業者の更新登録が継続されます。

この研修では、受領委任払いを利用して住宅改修を行った際の流れや介護保険の給付対象になる住宅改修の項目、よくある質問などを内容とします。

日時●

新規登録：10月18日(金) 午後1時30分～午後3時30分
(受付：午後1時10分～)

更新登録：10月18日(金) 午後2時30分～午後3時30分
(受付：午後2時10分～)

会場●仙北ふれあい文化センター イベントホール
(大仙市堀見内)

申込方法●申込書に必要事項を記入のうえ、下記へFAXまたは郵送にてお申し込みください。なお、申込書はOS介護ネット(<http://www.oskaigonet.or.jp/>)からダウンロードすることができます。

申込期限●10月11日(金)

■受領委任払とは

被保険者から受領委任を受けた住宅改修業者には、介護給付内工事代金の1割から3割が被保険者から支払われ、残りの7割から9割が介護保険事務所から支払われる制度です。

申・問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911 FAX0187(86)3914